

お客様各位

小浜信用金庫

## 「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」一部改定のお知らせ

自動けいぞく（累積）投資口座開設時や、開設後の通知等に関する記載改定のため、当金庫「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」を、下記の通り一部改定することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

## 記

## 1. 改定約款名

「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」

## 2. 改定日

平成 30 年 1 月 4 日（木）

なお、改定後の約款は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

## 3. 改定内容

（下線部分が改定箇所）

改 定 後	改 定 前
1.（同右） 2. 申込方法 (1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店（ <u>削除</u> ）（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものと（ <u>削除</u> ）し、 <u>当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。</u> (2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。 <u>（削除）</u> 3. ～ 7.（同右） 8. 解 約 (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ① お客様から解約のお申出があったとき <u>（削除）</u> ② 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき ③ 個別商品が償還されたとき (2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を 6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。 9. ～ 10.（同右）	1.（略） 2. 申込方法 (1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店 <u>または出張所</u> （以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものと <u>いたします。（追加）</u> (2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。 <u>（3）口座を設定した場合には、自動けいぞく（累積）投資口座開設のご通知を遅滞なく送付または交付いたします。</u> 3. ～ 7.（略） 8. 解 約 (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ① お客様から解約のお申出があったとき ② <u>払込金が引き続き1か年をこえて払い込まれなかったとき</u> <u>ただし、前回買付の日から1か年以内に個別商品の収益分配金によって個別商品の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。</u> ③ 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき ④ 個別商品が償還されたとき (2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を 6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。 9. ～ 10.（略）
以 上 （2005. 4 制定） （2007. 1 改訂） <u>（2018. 1 改訂）</u>	以 上 （2005. 4 制定） （2007. 1 改訂） <u>（追加）</u>

本件に関するお問い合わせ先  
小浜信用金庫 業務部  
TEL 0770-53-2127

以上